⑸　The same with the notice above (No. 12)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　The same with the notice above (No. 12)
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2022・2023・2024
③　The same with the notice above (No. 12 ④)
④　The same with the notice above (No. 12 ⑤)
⑤　The same with the notice above (No. 12 ⑥)
⑺～⑼　The same with the notice above (No. 12)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
本事業は総合評価落札方式である。
また、本事業は、賃上げを実施する事業者に対して総合評価における加点を行う事業である。
令和５年11月10日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　藤巻　浩之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
１　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　国道20号西府町・谷保電線共同溝ＰＦＩ事業
⑶　事業の対象となる公共施設等の種類　電線共同溝（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第２項９号に定める電線共同溝（道路の附属物））、道路（車道、歩道）、道路附属物（道路照明、排水構造物、防護柵、縁石等）
⑷　事業場所
①　所在地
自）東京都府中市本宿町地先
至）東京都国立市谷保地先
②　事業対象　一般国道20号
③　延長　約２㎞（道路延長：約１㎞）
⑸　事業概要　国道20号西府町・谷保電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（平成17年法律第86号、以下「ＳＰＣ」という。）又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、ＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部、横断部）、道路舗装（車道、歩道）、道路附属物（以下「本施設」という。）の①調査・設計業務、②工事業務、③工事監理業務及び④維持管理業務を包括的に実施するものである。
⑹　事業期間　事業契約締結の翌日から令和35年３月31日まで。
⑺　本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。
⑻　本事業は資料提出等を電子入札システムで行う対象事業である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。詳細は、入札説明書による。
２　応募者の競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。
③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とするＳＰＣを設立することを基本とする。
なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、会計決算報告において、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。
ア　直近期が債務超過でないこと。
イ　経常収支が３期連続で赤字でないこと。
ウ　３期以上の決算を迎えていること。
ただし、ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は協定書を締結するものとする。
協定書について詳細は入札説明書による。
④　上記③のＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。
また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ関東地方整備局の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
⑤　ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。
⑥　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が工事業務と工事監理業務を実施することはできない。また、応募企業の場合は、工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託先については、⑸の要件を満足することとし、委託先の資格、実績等については、協力企業に準ずる形で、第一次審査資料で明らかにすること。
⑦　代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局と協議するものとし、関東地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
⑩　上記⑥及び⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。
⑵　応募者共通の参加資格要件　応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。
①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けた者を除く。）